

役員報酬規程

社会福祉法人 聖アンナ福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖アンナ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 継続的かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表2とおりの報酬を支給する。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 役員等において、施設、法人本部の職を兼務する者には、第1項第2項は適用しない。

(出張旅費等)

第3条 役員等が、法人の運営業務のため出張する場合は、別表3に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。(1) 第2条1項の役員等については、毎月末日を基準日とし、翌月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支給する。(2) 第2条2項の役員等については当該会議等に出席した都度支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成14年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成19年10月 1日より施行する。

この規程は、平成24年10月 1日より施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 6月18日より施行する。

別表1(役員等の報酬の基準額表)

号 俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額1,000,000円

別表2(役員等の報酬)

(1)評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人運営のための業務	10,000円

(2)理事

	日 額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人運営のための業務	10,000円

(3)監事

	日 額
監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人運営のための業務	10,000円

別表3(旅費交通費)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実費	実費	日額 5,000円	実費